

多賀城市消費生活 わかから版 第5号

5月は消費者月間です
「みんなであつくりよう！」
昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行っています。

消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報通信社会の進展などにより大きく変化し、消費者トラブルや消費者被害の内容等が変化してきています。消費者庁では、消費者、事業者、行政など社会経済の全ての主体が消費者の利益の擁護・増進を意識して活動することが重要と考えています。皆さんもこの機会に消費生活について考えてみませんか。

消費生活相談を受け付けています。

市役所2階の市民相談室（消費生活相談窓口）には専門の相談員がおり、悪質商法の被害や契約・取引の

消費者が主役の社会！

トラブルなど消費生活に関する相談や苦情をお聞きし、問題解決に向けた助言やあつせんを行っています。

相談は無料で、来室と電話で対応しています。

相談内容によっては、より専門的な機関等を御案内する場合があります。

消費生活の出前講座を受付中です

多賀城市では、消費生活に関する出前講座を実施しています。講座を受講した場合は、下記の連絡先まで御連絡ください。

香りにも配慮を

柔軟仕上げ剤のにおい

柔軟剤は、衣類をソフトに保ち、傷んだ繊維を柔らかくするもので、最近では芳香性を工夫した商品が多い

くなっていますが、その一方で「柔軟剤のにおい」に関する相談が、全国で増加傾向にあります。

隣人などが使用した柔軟剤のにおいにより、頭痛や吐き気などの体調不良を訴える相談があります。においの感じ方には個人差があり、慣れたにおいを感じにくくなる傾向があるため、においを強くしようとする量が徐々に増えてしまうこともあります。自分にとって好ましいにおいでも、他人は不快に感じる場合があります。

国民生活センターでは、製品に表示された適正な使用量の目安を守って使用するよう呼びかけています。

新社会人の皆さんへ



新社会人の皆さんは、初めての給料をどのように使いましたか。お金は使い方を間違えると自らを苦しめてしまいます。

を間違えると自らを苦しめてしまいます。

例えば、クレジットカードの乱用や、よく考えずにした契約で後で返済に困り、多額の借金を抱えることもあります。

世の中には様々な勧誘がありますが、本当に必要なものか良く考えて、いらぬものはいらぬと断ることが、自分の身を守ることにつながります。自分で判断するのが難しいときは、家族に相談しましょう。

若い人を狙う悪質商法

社会に出ると、様々な悪質商法に遭遇することがあります。ここでは、その一部を紹介いたします。

カード犯罪



■スキミング

キャッシュカードやクレジットカードの磁気記録情報を、不正に読み取る行為のこと。スキミングされた情報は、空のカードに書き込まれ、偽造カードとして現金の引き出しや、物品の購入に悪用されます。■フィッシング詐欺

インターネット上の「オレオレ詐欺」とも言われており、実在する銀行やカード会社を装ったメールを送り付け、偽のサイトに誘導して、クレジットカードの番号やパスワードを盗む手口の詐欺です。

身に覚えの無い料金請求メール



スマートフォンではいろいろなアプリケーション（アプリ）を楽しむことが出来ますが、不正なアプリから、端末の個人情報等が流出して、身に覚えのない料金請求のメールが届くようになることがあります。その場合は、相手に連絡をしないで一切無視し、支払わないようにしましょう。また、携帯電話会社の迷惑メール対策サービスを利用したり、メールアドレスを変えましょう。

消費生活トラブルで困ったことがありましたら、下記まで御相談ください。



市花 あやめ

「怪しい電話が来た」「頼んでもいないのに商品が届いた」「身に覚えのない請求が来た」など…
困ったときや、おかしいと思ったときは、すぐに下記までご連絡ください。

多賀城市消費生活相談窓口（市民相談室） 市役所2階
電話：022-368-1141 内線237・238

- 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前8時30分～午後5時
- 専門の相談員がおります。お気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。

土曜日、日曜日のご相談は、宮城県消費生活センターをご利用ください。
受付時間：午前9時～午後4時 電話：022-261-5161